

令和7年10月1日（水）  
於：防災センター、道路公園サービス事務所資機材倉庫  
都市整備部建築課

## 令和7年度 目黒区応急危険度判定模擬訓練

### 次 第

14:00	集合・受付
14:00 - 14:05 (5)	課長挨拶
14:05 - 14:10 (5)	コーディネーター紹介
14:10 - 14:30 (20)	訓練内容説明
14:30 - 14:40 (10)	資機材倉庫へ移動
14:40 - 15:10 (30)	判定演習 ・判定調査表の作成 ・ステッカーの作成及び掲示 ・住宅地図色塗り
15:10 - 15:20 (10)	防災センター（3階活動室）へ移動
15:20 - 15:30 (10)	休憩
15:30 - 15:45 (15)	演習結果説明、質疑
15:45 - 15:55 (10)	結果報告 ① チーム集計表の作成 ② 班長集計表の作成 ③ 判定調査表など記入した資料をコーディネーターへ提出 ④ コーディネーターより判定調査表返却
15:55 - 16:00 (5)	総括

# 防災マップ



## 避難所の種類と機能

(令和6年3月現在)

### 地域避難所 (計38か所)

家屋の倒壊や、火災による延焼のため、自宅等に滞在が困難な場合に利用する避難所です。お住まいの近くの地域避難所に避難します。

ペット（原則として犬・猫・ウサギ等の小動物）と同行避難ができますが、飼育場所は限定されます。

◆主な設備：災害時用トイレ、特設公衆電話、井戸、防災倉庫、防災行政無線設備

◆主な機能：災害対策本部が入手した情報を提供します。給水や支援物資の配給拠点となります。

### 補完避難所 (計47か所)

(住区センター・社会教育館等)  
避難者が増加し受け入れきれない場合や地域避難所での生活が困難であると認められる避難者を受け入れる場合に利用する避難所です。

### 福祉避難所 (計25か所)

(特別養護老人ホーム・精神工房一部の区立保育園等)

地域避難所での生活が困難な要介護高齢者や障害のある方、保護者が入院等により保育に欠ける状態にある乳幼児を受け入れる場合に利用する避難所です。

### 広域避難場所 (計8か所)

地域避難所周辺の火災の延焼・拡大や輻射熱から身を守るために、さらに避難が必要になった場合に避難する東京都が指定したオープンスペースです。原則として、住所により避難先が指定されています。

### 地区内残留地区 (計1か所)

不燃化が進んでおり、万が一火災が発生しても、地区内に大規模な延焼火災のおそれがない、広域的な避難を要しない地区です。本地区は、広域避難場所が割り当てられていません。

## 北部地区

## 広域避難場所

避難場所名	町丁割当及び周辺区
駒場東大一帯	駒場3-4丁目、世田谷区の一部、渋谷区の一部
駒場地区	世田谷区の一部
中目黒公園一帯	上目黒2丁目、中目黒3-5丁目、三田2丁目、目黒1-4丁目、下目黒1-2丁目、3-6丁目の各一部、中町1-2丁目、大橋2丁目
世田谷公園一帯	東山1-3丁目、上目黒3-5丁目、五本木1-3丁目、世田谷区の一部
東京工業大学	原町1-2丁目、原町2丁目、大岡山1-2丁目、目黒1-3丁目、大岡山1-2丁目、中町1-2丁目、木の本坂1-3丁目、大岡山1-2丁目、大田区の一部、品川区の一部
駒沢オリンピック公園一帯	中央町1-2丁目、目黒町2丁目、碑文谷1-6丁目、原町1-3丁目、平野1-2丁目、自由が丘1-3丁目、中町1-2丁目、木の本坂1-3丁目、八雲1-5丁目、東山1-2丁目、世田谷区の一部
林試の森公園	下目黒3-6丁目の各一部、目黒本町1-3-6丁目、品川区の一部
恵比寿ガーデンプレイス	三田1丁目、渋谷区の一部

## 中央地区

## 東部地区

## 南部地区

## 西部地区

### 地区内残留地区

#### 地区名

#### 所在地

#### 青葉台、目黒地区

#### 青葉台1~4丁目 上目黒1丁目 中目黒1・2丁目

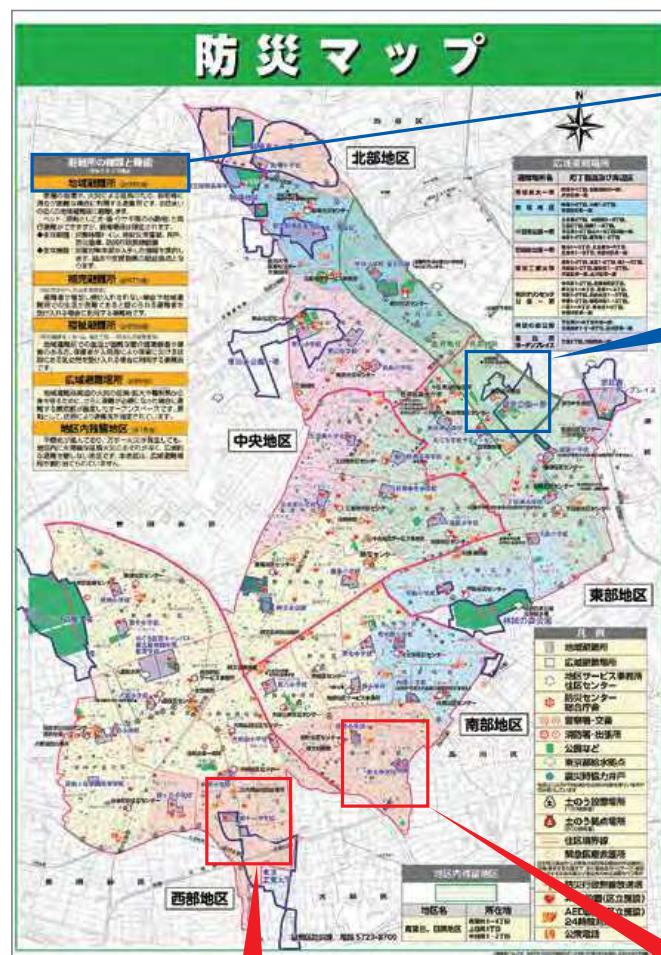
凡例
■ 地域避難所
□ 広域避難場所
△ 地区サービス事務所・住区センター
● 防災センター・総合庁舎
◎× 警察署・交番
○○ 消防署・出張所
■ 公園など
△ 東京都給水拠点
● 震災時協力井戸
● 土のう設置場所 (100袋備蓄)
● 土のう拠点場所 (500袋備蓄)
— 住区境界線
■ 緊急医療救護所
● AED設置(区立施設)
● AED設置(区立施設)
● 24時間対応
● 公衆電話

公衆電話については、令和5年12月31日現在のデータを用いています。東京都から公表されたものと異なる場合があります。

公衆電話については、令和5年12月31日現在のデータを用いています。東京都から公表されたものと異なる場合があります。

# めぐろ防災マップ(令和6年3月発行)更新

令和7年  
4月時点



## 避難所の種類と機能

(令和6年3月現在)

### 地域避難所 (計38か所)

計38か所 → 計37か所

【追加】目黒学院中学校・高等学校



【解除】第十一中学校



【解除】第九中学校



※学校統合のため、令和7年4月から地域避難所の指定は解除され、  
「物資配給拠点」としての機能のみ残ります

# 応急危険度判定にあたっての説明資料

## 1 被害想定

- (1) 令和7年10月1日(水)午後2時00分に、東京都都心南部を震源とする直下地震(マグニチュード 7.3)が発生し、目黒区では震度6弱を観測した。区内全域で、電気・水道・ガス等ライフラインの途絶、家屋の倒壊といった深刻な被害が発生しており、区では、目黒区災害対策本部を立ち上げ、被害状況の情報収集に努めるとともに、参集指定職員が各地域避難所に参集し、避難所開設の準備を進めている。同時に、被災建築物応急危険度判定の実施を決定した。

## 2 判定対象

- (1) ※道路公園サービス事務所資機材倉庫を被災建築物と見立て、判定してください。  
(2) 判定対象は住宅とし、併用住宅・共同住宅を含みます。敷地内の車庫などの付属建物は対象としません。ただし、必要に応じ隣接建築物としての影響を考慮してください。  
(3) 公営住宅や企業の社宅等は対象といたしません。  
(4) 高層集合住宅は、10階未満建又は高さ30m以下を対象とします。

## 3 判定における注意事項

- (1) 判定作業は、危険な場所に近づかない等、無理な活動はしないでください。  
(2) 判定は、調査表に基づき、客観的に実施してください。  
(3) 外観調査をお願いします。なお、住民から内部調査を依頼されたときは、「被害が大きく、1件の調査に時間を割けない」旨を説明して極力お断りしてください。  
※【注意】本訓練では、鉄骨部材を確認するために、被害写真を内部に掲示しておりますが、実際は外観調査のみとなります。  
(4) RC造かSRC造か判断できない場合は、8階建以上はSRC造としてください。  
(5) RC造の損傷度については、判定手帳を参考の上、判断しますが、調査する階の柱又は壁の直下に損傷度IV以上のものがある場合は、その柱又は壁の損傷度も同じ損傷度(IVかV)とします。  
(6) 住民から質問があった場合は、応急危険度判定手帳を参考にするなど、誠実に対応し、依頼については記録してください。  
(7) 現地で判定以外の業務を求められた場合、丁寧にお断りしてください。

## 4 調査報告

- (1) ※判定終了後の集合時間は、15時20分、報告場所は、防災センター3階活動室(応急度判定訓練実施本部)です。  
(2) 判定結果を整理し、コーディネーターに報告してください。  
(3) 判定が終了しない場合にも、無理せず、集合時間までにお戻り下さい。  
(4) 集合時間に戻れない場合は、実施本部に連絡して下さい。(今回は訓練ですので連絡は不要です。)

## 5 被災地の状況等

- (1) 被災地の状況(危険区域、火災発生地域、救助活動区域等)  
(2) 気象情報(気温、風速、降雨等)  
(3) 余震情報(震源地、震度等)  
(4) 判定実施区域周辺の情報(避難所の位置、被災住民への情報等)

目黒区応急危険度判定実施本部(下記連絡先は目黒区建築課)

電話: 03-5722-9647 メール: kentiku04@city.meguro.tokyo.jp

## 令和7年度 目黒区被災建築物応急危険度判定模擬訓練 実施概要

### 1 建物概要

建物名：中央町アパート

住所：目黒区中央町一丁目10番4号

構造：鉄骨造2階建て、地下無し

### 2 模擬訓練手順（裏面参照）

- (1) 道路公園サービス事務所資機材倉庫を判定対象とします。
- (2) 下記注意点を参考に、判定調査表を作成してください。
- (3) 判定結果をもとに、判定ステッカーを所定の場所へ貼ってください。
- (4) 結果を住宅地図へ色付けしてください。
- (5) (2)～(4)の判定演習を終わらせ、15時20分までに判定実施本部（防災センター3階活動室）へ戻ってください。
- (6) チーム集計表を作成してください。（※今回は、各個人を1チームとします。）
- (7) 班長集計表を作成してください。（※今回は、各個人が班長とします。）
- (8) 作成した資料一式を担当コーディネーターへ渡して報告してください。

（判定調査表、住宅地図、チーム集計表、班長集計表）

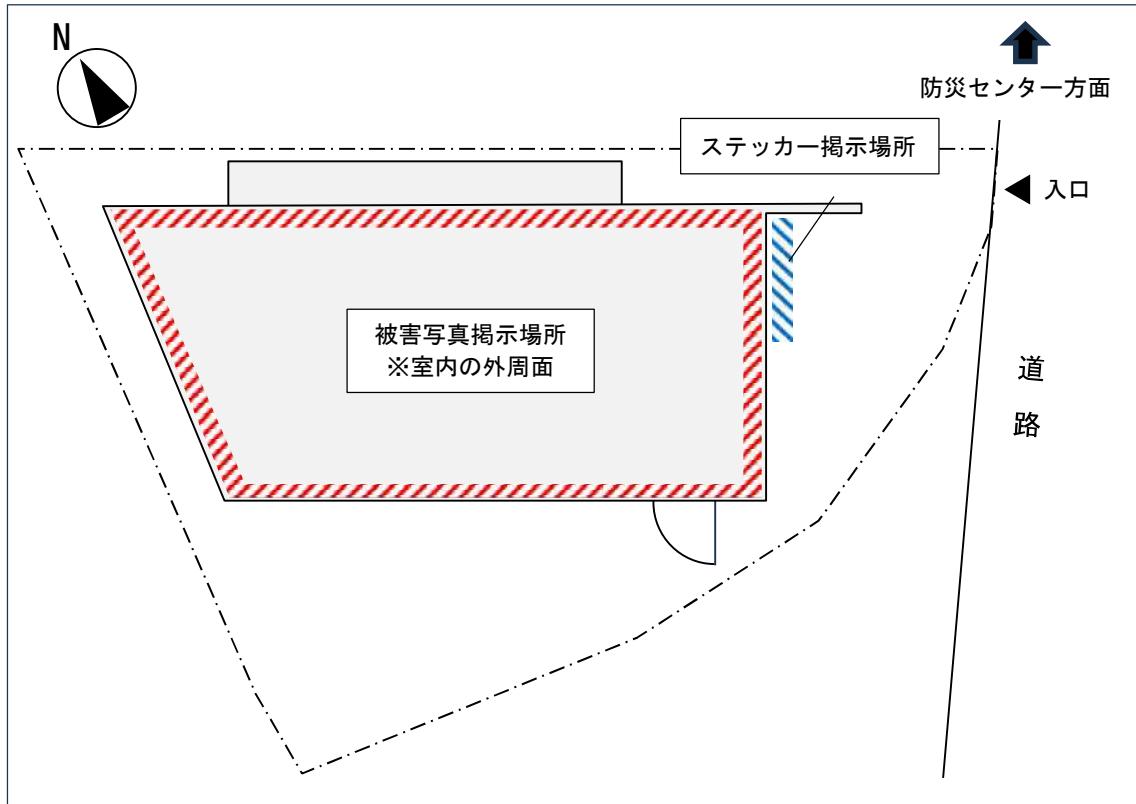
### 3 注意点

- (1) 移動は防災センターと資機材倉庫の往復のみとし、判定中は対象建物敷地から出でください。
- (2) 内部にある資機材には触れないでください。
- (3) 構造躯体の損傷は、下記に従い判定してください。
  - 建物内部から、掲示している写真をもとに判定してください。写真の掲示がない柱・梁は無被害です。
  - 腐食はありません。
- (4) 落下・転倒危険物および外装材の被害状況は、下記の通りとします。
  - 屋外階段にわずかな傾斜があります。
  - 外装材は目地の亀裂程度で落下の危険はありません。
  - その他による落下・転倒の危険はありません。
- (5) 損傷度の判定は、判定マニュアルP35～又は判定員手帳P35～をご参照ください。

（裏面：案内図）



周辺図



資機材倉庫 配置図・判定順路

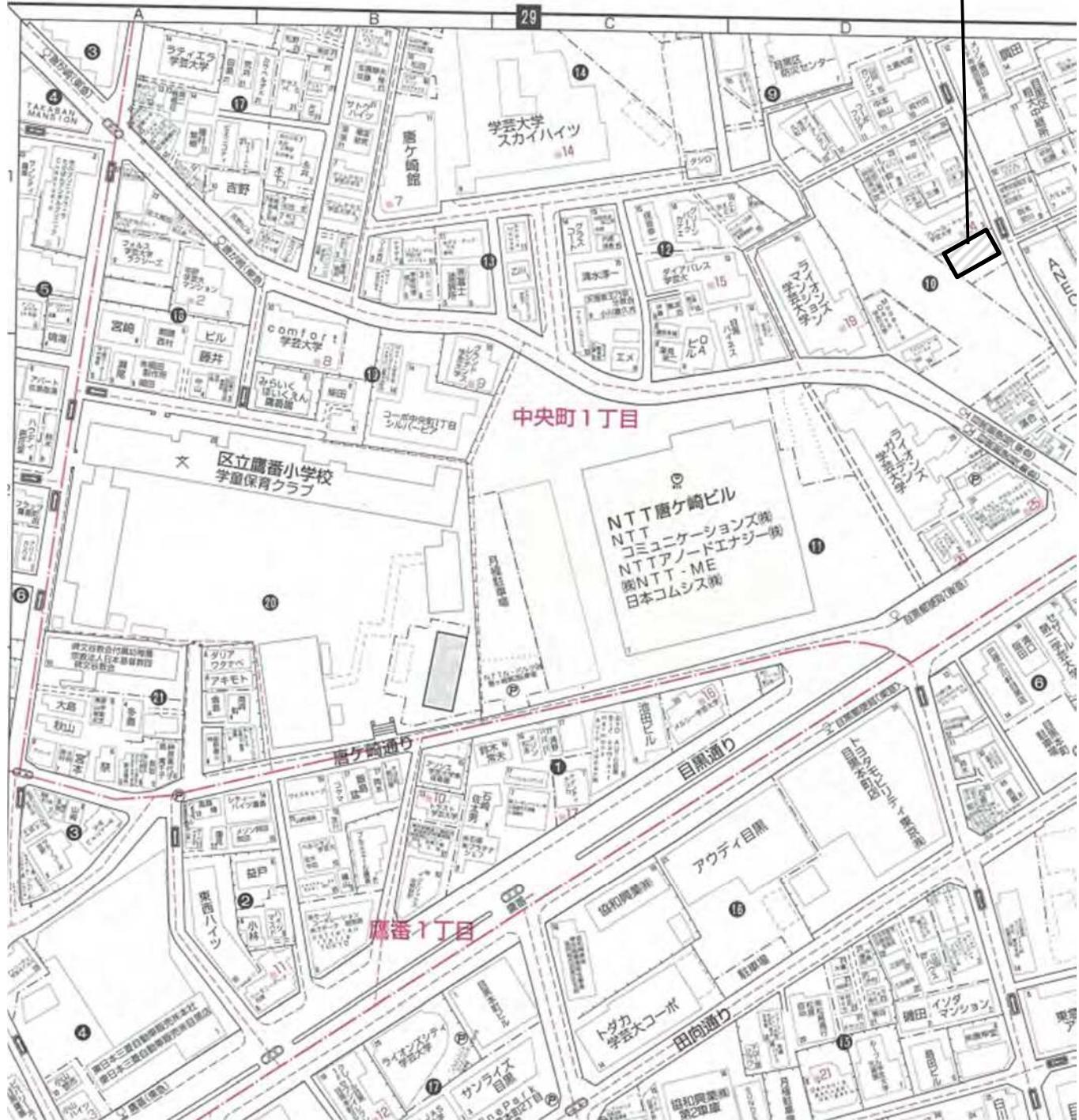
## 対象建物住宅地図

令和7年度判定対象建築物

住居表示：目黒区中央町一丁目10番4号

37  
目黒区

対象建築物



# 鉄骨造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

整理番号 中央町 1-10-4 調査日時 10 月 1 日 午前・午後 2 時 調査回数 回目  
 調査者氏名 (都道府県/No) ( ) ( )

S 整理番号  
 中央町 1-10-4

建築物番号  
 4  
 住宅地図整理番号  
 37  
 3  
 3  
 4  
 地上  
 2 階  
 地下  
 レ 階  
 15 m  
 5.5 m

## 建築物概要

1 建築物名称 中央町アパート 1.1 建築物番号 4  
 2 建築物所在地 中央町 1-10-4 2.1 住宅地図整理番号 37  
 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所  
 7.旅館・ホテル 8. 庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場  
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 ( )  
 4 構造形式 1.ラーメン構造 2.プレース構造 3.プレファブ 4.その他 ( )  
 5 階数 地上 2 階 地下 階  
 6 建築物規模 1階寸法 約ア 15 m ×イ 5.5 m

調査方法  
 1  
 レ

調査 調査方法 (1.外観調査のみ実施) 2.内観調査も併せて実施)

1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)  
 1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階 2. 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ  
 3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜 4. その他 ( )

1  
 レ

## 2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1. 危険無し	2. 不明確	3. 危険あり
②不同沈下による建築物全体の傾斜	1. 1/300 以下	2. 1/300~1/100	3. 1/100 超
③建築物全体又は一部の傾斜			
傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合	1. 1/100 以下	2. 1/100~1/30	3. 1/30 超
傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合	1. 1/200 以下	2. 1/200~1/50	3. 1/50 超
被 害 最 大 の 階 ( 階 階 )	④部材の座屈の有無	1. 無し	2. 局部座屈あり
	⑤筋違の破断率	1. 20%以下	2. 20%~50%
	⑥柱梁接合部及び継手の破壊	1. 無し	2. 一部破断あるいは亀裂
	⑦柱脚の破損	1. 無し	2. 部分的
	⑧腐食の有無	1. ほとんど無し	2. 各所に著しい錆
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合 (要内観調査)	2. 要注意 Bランクが3以内の場合	3. 危険 Cランクが1以上又はBランクが4以上

①  
 ②  
 ③  
 ④  
 ⑤  
 ⑥  
 ⑦  
 ⑧  
 被害最大の階  
 階

判定  
 1  
 レ

## 3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①屋根材	1. ほとんど無被害	2. 著しいずれ	3. 全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1. ほとんど無被害	2. 歪み、ひび割れ	3. 落下の危険有り
③外装材 湿式の場合	1. ほとんど無被害	2. 部分的なひび割れ、隙間	3. 顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の場合	1. 目地の亀裂程度	2. 板に隙間が見られる	3. 顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類 ( )	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 落下の危険有り
⑥屋外階段	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 明瞭な傾斜
⑦その他 ( 塀・門扉 )	1. 安全	2. 要注意	3. 危険
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合	2. 要注意 Bランクが1以上ある場合	3. 危険 Cランクが1以上ある場合

①  
 ②  
 ③  
 ④  
 ⑤  
 ⑥  
 ⑦  
 1  
 1  
 レ  
 1  
 1  
 2  
 1  
 判定  
 2

判定  
 2

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

総合判定  
 1

1. 調査済 (緑)

2. 要注意 (黄)

3. 危険 (赤)

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

# 令和7年度 目黒区防災訓練 応急危険度判定 チーム集計表

チーム提出書類  
1.チーム集計表  
2.住宅地図  
3.判定調査表

住所	丁目 番周辺		チーム名		
所属 (都道府県)	調査者氏名				
		調査済み (緑)	要注意 (黄)	危険 (赤)	調査戸数
木造 (内:付属屋)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)
	( )	( )	( )	( )	( )
鉄骨造 (内:付属屋)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)
	( )	( )	( )	( )	( )
RC造 (内:付属屋)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)
	( )	( )	( )	( )	( )
その他 (内:付属屋)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)
	( )	( )	( )	( )	( )
計 (内:付属屋)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)
	( )	( )	( )	( )	( )

備考 (特記すべき事項を記入してください)

令和7年度 日黒区総合防災訓練 応急危険度判定 班長集計表 班 班長氏名 \_\_\_\_\_

日にち	班	ナ ム	住所 ○丁目△△番周辺	W			S			RC			その他			計
				調査済み (緑)	要注意 (黄)	危険 (赤)										
	1		丁目 番周辺													
	2		丁目 番周辺													
	3		丁目 番周辺													
	4		丁目 番周辺													
	5		丁目 番周辺													
	6		丁目 番周辺													
	7		丁目 番周辺													
	8		丁目 番周辺													
	9		丁目 番周辺													
	10		丁目 番周辺													
計																

備考 特記すべき事項等

--

赤字: 解答例

## 鉄骨造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

整理番号 中央町 1-10-4  
調査者氏名 (都道府県/No) (日付 4桁+チーム名)

調査日時 10 月 1 日 午前・午後 2 時 調査回数 回目

( ) / ( )

S 整理番号

中央町 1-10-4

建築物番号

4

住宅地図整理番号

37

3 3

4 1

地上 2 階

地下 レ 階

ア 15 m

イ 5.5 m

調査方法

1

1 レ

S 造

1 1

2 1

3 1

被害最大の階 1 階

3

レ

3

2

1

判定 3

1

2

3

4

5

6

7

判定 2

1

2

3

4

5

6

7

総合判定 3

1

## 建築物概要

1 建築物名称	中央町アパート	1.1 建築物番号	4
2 建築物所在地	中央町 1-10-4	2.1 住宅地図整理番号	37
3 建築物用途	1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所 7.旅館・ホテル 8. 庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 ( )		
4 構造形式	1.ラーメン構造 2.プレース構造 3.プレファブ 4.その他 ( )		
5 階数	地上 2 階 地下 階		
6 建築物規模	1階寸法 約ア 15 m ×イ 5.5 m		

## 調査 調査方法 (1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

1 建築物全体又は一部の崩壊・落階	2. 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜	4. その他 ( )

## 2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1. 危険無し	2. 不明確	3. 危険あり
②不同沈下による建築物全体の傾斜	1. 1/300 以下	2. 1/300~1/100	3. 1/100 超
③建築物全体又は一部の傾斜			
傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合	1. 1/100 以下	2. 1/100~1/30	3. 1/30 超
傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合	1. 1/200 以下	2. 1/200~1/50	3. 1/50 超
④部材の座屈の有無	1. 無し	2. 局部座屈あり	3. 全体座屈あるいは著しい局部座屈
⑤筋違の破断率	1. 20%以下	2. 20%~50%	3. 50%超
⑥柱梁接合部及び継手の破壊	1. 無し	2. 一部破断あるいは亀裂	3. 20%以上の破断
⑦柱脚の破損	1. 無し	2. 部分的	3. 著しい
⑧腐食の有無	1. ほとんど無し	2. 各所に著しい錆	3. 孔所が各所に見られる
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合 (要内観調査)	2. 要注意 Bランクが3以内の場合	3. 危険 Cランクが1以上又はBランクが4以上

## 3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①屋根材	1. ほとんど無被害	2. 著しいずれ	3. 全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1. ほとんど無被害	2. 歪み、ひび割れ	3. 落下の危険有り
③外装材 湿式の場合	1. ほとんど無被害	2. 部分的なひび割れ、隙間	3. 顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の場合	1. 目地の亀裂程度	2. 板に隙間が見られる	3. 顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類 ( )	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 落下の危険有り
⑥屋外階段	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 明瞭な傾斜
⑦その他 ( 塀・門扉 )	1. 安全	2. 要注意	3. 危険
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合	2. 要注意 Bランクが1以上ある場合	3. 危険 Cランクが1以上ある場合

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

1. 調査済 (緑)

2. 要注意 (黄)

3. 危険 (赤)

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

梁端部の破断や、柱にも著しい損傷が見られ、床が落ちる可能性もあり危険です。  
屋外階段もわずかに傾斜しているため、注意してください。

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

# 応急危険度判定結果

解答例

# 危険

## UNSAF

- ◆ この建築物に立ち入ることは
- ◆ 立ち入る場合は専門家に相談  
た後にして下さい

### ＜記入ポイント＞

構造躯体の危険性は、一般の方  
でも分かりやすい説明を、心掛け  
てください。

落下・転倒危険物は、【どこ】  
の【何か】が特定できるように  
してください。

建築物名称

中央町アパート

注記：構造躯体など：危険・要注意・調査  
落下物・転倒物など：危険・要注意・調査

梁端部の破断や、柱にも著しい損傷が見られ、

床が落ちる可能性もあり危険です。

屋外階段もわずかに傾斜しているため、注意してください。

この判定は地震後、余震等による二次被害を防止するためのものです。  
家屋の被害程度を表す罹災(りさい)証明のためのものではありません。

整理番号 中央町 1-10-4

外観調査のみ実施

判定日時 10月 1日 午前・午後 2時現在

目黒区

災害対策本部

(判定当日に指定する番号)

電話●●●●-●●●●

東京都